

○総務省告示第三百七十一号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条第一項第一号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九百八十七号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき日欧合同委員会から通報があつた旨を公示する件）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十六日

総務大臣 竹中 平蔵

本則に次の一項を加える。

4 Phoenix Testlab GmbH

- (1) 登録年月日 平成18年6月12日
- (2) 住所 Königswinkel 10, 32825 Blomberg, ドイツ
- (3) 登録に係る区分 電波法第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分